

京都市告示第 363 号

景観法第 19 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成 19 年 1 月 31 日

京都市長 榎本頼兼

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
瀬川邸	京都市上京区下立売通御前通西入堀川町 522 番地 1
井上邸 (旧森留)	京都市上京区今出川通七本松西入真盛町 718 番地 1
中村邸 (旧中村万治郎邸)	京都市上京区室町通寺之内上る三丁目上柳原町 117 番地
生谷邸 (生谷敬之助)	京都市上京区室町通鞍馬口下る二丁目竹園町 15 番地

(都市計画局都市景観部都市景観課)